



報道資料

令和3年12月21日

1 件 名 山口市議会改革に関する検討結果について（答申⑥）

2 日 時

3 場 所

4 内 容

これまでの議会改革の取組をさらに推進するとともに、議会活動の充実強化のための改革に関する協議を行うための組織として設置した「山口市議会議会改革検討協議会」に対し、令和元年11月1日付で議長から諮問した山口市議会改革に関する検討事項について、別紙のとおり答申を受けましたので、お知らせします。

5 出 席 者

6 問い合わせ 山口市議会事務局 横沼
TEL 083-934-2854

令和3年12月20日

山口市議会議長 伊藤 齊様

山口市議会議会改革検討協議会
会長 山本貴広

山口市議会改革に関する検討結果について（答申⑥）

令和元年11月1日付で議長から諮問のあった山口市議会改革に関する検討事項のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

山口市議会基本条例に関する事項（条例の検証及び条項の改廃等含む）

2 答申内容等

別紙のとおり

3 添付資料

・議会改革の取組と山口市議会基本条例の検証について

	山口市議会基本条例に関する事項（条例の検証及び条項の改廃等含む）
質問内容	<p>山口市議会基本条例については、平成21年4月の施行から10年を経過したことから、同条例第20条第3項の規定のとおり、目的の達成状況の検証及び必要に応じた見直しを行い、さらなる議会改革を推進していく。</p>
答申内容	<p>山口市議会基本条例においては、議会は市政の意思決定機関としての役割と市長等の行政運営を監視する役割を果たすため、公平、公正、透明性をもって活動することを活動原則とし、市民本位の政策決定や市民参加の基盤づくりなどのため、開かれた議会を目指し、その実現のため議会改革を継続していくことを規定している。</p> <p>こうしたことから、本条例の目的の達成状況について、条項ごとに、これまでの本市議会の取組状況及び各会議体における議会改革の協議を踏まえ、検証を行った。</p> <p>これまで、本市議会においては本条例に基づき、議会活動の効率化や議員活動の充実強化のためのタブレット端末の導入、政策条例の制定などによる積極的な政策立案及び政策提言、市民に開かれ分かりやすい議会広報とするための市議会だより及び市議会ホームページのリニューアルなどの取組を鋭意進めてきたところである。</p> <p>一方、各会議体での議会改革の協議においては、引き続き検討が必要な事項に加え、新たな課題や時代の要請に対しても的確に対応していくなど、不断の改革を行っていく必要があることを確認した。</p> <p>以上のことを踏まえ、本条例の目的の達成に向けて、今後も継続して議会改革を推進していくこととし、現状においては条項の改廃等は行わないとの結論に至った。</p> <p>※本条例の検証にあたり、各条項に基づくこれまでの取組等をまとめたので、これを添付する。</p>
附帯意見等	